



介護保険負担限度額認定証の 判定基準と軽減内容



判定基準

利用者負担段階	判定基準	
	所得などの条件 ※配偶者は世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む	預貯金などの条件 ※本人または夫婦
第1段階	・生活保護受給者	要件なし
	・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	住民税非課税世帯で、 本人の前年の合計所得金額＋課税対象年金収入額 ＋非課税年金収入額が 82万6,500円 以下の方	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	住民税非課税世帯で、 本人の前年の合計所得金額＋課税対象年金収入額 ＋非課税年金収入額が 82万6,500円 を超え120万円以下の方	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	住民税非課税世帯で、 本人の前年の合計所得金額＋課税対象年金収入額 ＋非課税年金収入額が120万円を超える方	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下
第4段階	上記に該当しない方は基準額となり、負担限度額認定証は必要ありません。	

※1 65歳未満(第2号被保険者)の方は段階にかかわらず、預貯金等の基準額は★となります。

※2 預貯金などの対象となるのは、**預貯金(普通・定期)**、**投資信託**、**有価証券**、**現金**、**負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)**などです。生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)は対象外です。

※3 **非課税年金**とは、**国民年金**、**厚生年金**、**共済年金**の各制度に基づく**遺族年金・障害年金**を指します。

具体的には、日本年金機構等から通知される振込通知書などに「遺族」「障害」と印字された年金(遺族厚生年金、障害基礎年金など)のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も対象となります。

※4 **非課税年金に含まれないもの**

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

軽減内容

※R8年8月から介護保険施設等を利用したときの基準費用額が一部変わります。
(変更箇所:下線)

利用者負担段階	軽減内容 (日額)								
	食費		居室						
	短期入所	施設	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		
特養等					老健・医療院等	特養等	老健・医療院等(室料を徴収する場合)	老健・医療院等(室料を徴収しない場合)	
第1段階	300円		880円	550円	380円	550円	0円		
第2段階	600円	390円	880円	550円	480円	550円	430円		
第3段階①	<u>1,030円</u>	<u>680円</u>	1,370円		880円	1,370円	430円		
第3段階②	<u>1,360円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,470円</u>		<u>980円</u>	<u>1,470円</u>	<u>530円</u>	430円	
第4段階 (基準費用額)	<u>1,545円</u>		2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円

※基準費用額とは、国が示した標準的な食費・居住費を指し、具体的な金額は施設との契約で決まります。

